**第1号議案**

新潟県教育財産事務取扱規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり改正したいので議決を求める。

令 和 4 年 4 月 26 日
新潟県教育委員会教育長
佐 野 哲 郎

# 提　案　概　要

| | |
|---|---|
| 1　議案名 | 新潟県教育財産事務取扱規則の一部改正について |
| 2　改正理由 | 新潟県公有財産事務取扱規則改正にともない、教育財産事務取扱規則の改正を行うもの。 |
| 3　改正内容 | 新潟県教育財産取扱規則第７条第１項および第７条第２項に規定する財産台帳に登録すべき価格は、有価証券についても県規則第 20 条第１項の例により算出することを定めるもの。 |
| 4　施行日等 | 令和４年６月１日 |

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年　月　日

教育長　　佐　野　　哲　郎

**新潟県教育委員会規則第　号**

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県教育財産事務取扱規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （財産台帳登録価格）<br>**第７条**　財産台帳に登録すべき価格は、土地、建物、工作物、立木竹、船舶及び有価証券については、県規則第20条第１項の例により算出された価格、出資による権利については出資金額とする。<br>２　財産台帳に登録された価格は、県規則第20条第２項の例により評価替えしなければならない。 | （財産台帳登録価格）<br>**第７条**　財産台帳に登録すべき価格は、土地、建物、工作物、立木竹及び船舶については、県規則に基づく「県有財産評価要領」により算出された価格、有価証券については額面金額、出資による権利については出資金額とする。<br>２　財産台帳に登録された価格（有価証券及び出資による権利を除く。）は、県規則第20条第２項の例により評価替えしなければならない。 |

**附　則**

この規則は、令和４年６月１日から施行する。